

別記 2

静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター
専門家派遣実施要領
(静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター
設置・運営要領第 6 関係)

第 1 趣旨

本実施要領は、静岡県（以下、「県」という。）が農山漁村振興交付金を活用して設置、運営する静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の業務において、専門家の派遣にかかる必要な事項を定める。

なお、本事業における「派遣」の定義とは、県がサポートセンターの業務において、専門的な支援が必要と判断した際の支援人材の派遣を指し、労働者派遣法における派遣の意とは異なる。

第 2 専門家の登録

- 1 サポートセンター本部（以下、「本部」という。）は、地域支援検証委員会（以下、「地域委員会（本部）」という。）において、以下の（１）～（３）に基づき、専門家として登録する者を選定する。

（１）公募による選定

本部は、新たに専門家として登録する者（以下、「専門家候補者」という。）を公募により募るものとし、専門家基本情報登録書（様式 1）による書面審査及び面接を実施した後、地域委員会（本部）において選定するものとする。

なお、公募にあたっては、必要に応じ公募要領を制定する。

（２）支部の推薦による選定

サポートセンター支部（以下、「支部」という。）は、専門家推薦書（様式 2）及び専門家基本情報登録書（様式 1）を本部へ提出することにより、専門家候補者を推薦することができる。

本部は、支部より専門家候補者の推薦を受けた場合は、当該専門家候補者に対して面接を実施し、地域委員会（本部）において選定する。

（３）その他

上記（１）、（２）のほか、本部が専門家として登録が必要であると判断した専門家候補者に対して、専門家基本情報登録書（様式 1）による書面審査及び面接等を実施した後、地域委員会（本部）において選定する。

- 2 地域委員会（本部）による選定を受けた専門家候補者は、本部へ静岡県地域資源活用・地域連携静岡県サポートセンター専門家登録承諾書（様式 3）を提出し、これをもって正式登録とする。
- 3 登録により、サポートセンターと専門家の間にはいかなる契約関係も生じないものとする。

- 4 登録期間は、原則、当該年度限りとする。
- 5 本部は、本事業を広く周知し、効果的に運営するため、本人の承諾を得た上で、基本情報登録書により、専門家の氏名、専門分野等を公開するものとする。

第3 専門家の派遣

- 1 専門家は、サポートセンターからの派遣要請に従い業務を実施する。
- 2 専門家の業務は、支援対象者の経営全体の付加価値額を増加するための経営改善戦略等の策定から当該戦略等の実現に至る一連の取組に対する支援とし、支援内容は、サポートセンターが設置する地域支援検証委員会（以下、「地域委員会」という。）において予め協議し決定する。なお、支援開始後に支援内容の修正が必要な際は、状況に応じて地域委員会の決定に基づいて活動する。
- 3 専門家の主たる業務実施場所は静岡県内とする。
- 4 専門家は、支援業務を実施した場合には、業務終了後1週間以内に専門家支援実施報告書（様式4）及び専門家旅行経路補助表（様式5）を支部に提出するものとする。
- 5 専門家は、地域委員会（本部）及び地域委員会（支部）への参加要請があった場合は、これに参加することができる。

第4 謝金・旅費等の支払い

- 1 専門家の謝金は、1時間当たり10,000円（税込）とし、1回の上限は専門家30,000円とする。また、支援対象者に対する実支援時間を対象とし、移動時間や事前準備、専門家実施報告書にかかる作業等は謝金の対象外とする。
- 2 旅費は、特別職の職員等の給与等に関する条例の規定及び同運用通知に基づき、実費弁償を行うものとする。
- 3 専門家は、県に謝金及び旅費の振込先口座を事前に届け出ることとする。
- 4 県は、謝金及び旅費は、事業実施後、翌月末までに速やかに指定口座に振り込むものとする。なお、必要な場合は支払額から、所得税を源泉徴収するため、口座振込額が実費相当額に満たない場合がある。

旅費の注意事項

1 タクシーの使用

タクシーが使用可能な場合は、以下のとおりとし、利用に当たっては事前に県に確認すること

- ・公共交通機関がないか又はそれを利用することが著しく不便な場合
- ・その他公共交通機関の利用が、公務能率の著しい低下を招くと認められる場合

2 特急列車・新幹線の使用

- ・特急列車の区間が70km以上の場合、特急列車が利用可能
- ・指定席の区間が片道100km以上で指定席を利用した場合は、指定料金の支払いが可能

3 駐車料金、高速道路料金

- ・駐車料金及び高速道路料金は、支払対象外とする。

第5 個人情報の保護等

- 1 専門家は、本件業務遂行に際して、別添の個人情報取扱に係る特記事項を遵守するものとする。
- 2 万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、専門家はその一切の責任を負うものとする。
- 3 個人情報の保護に関する規定は、登録期間終了後も有効に存続するものとする。

第6 秘密保持

- 1 専門家は、県又は支援先が秘密である旨を明らかにして開示した情報及び本件業務遂行に際し知るに至った相手方の営業秘密、非公開の情報等（以下併せて「秘密情報」という。）を、事由の如何にかかわらず第三者に提供、開示、漏洩し、または本業務遂行以外の目的に使用してはならないものとする。
- 2 秘密保持は、業務終了後も有効に存続する。

第7 損害賠償について

本件業務遂行に際して、専門家が自身の故意または過失により県に対して損害を与えた場合は、県に対し当該損害を賠償する責を負う。

第8 禁止事項

専門家は、次の（１）から（５）に該当する行為を行ってはならない。

- （１）本要領その他法令に反する行為を行うこと
- （２）本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行うこと
- （３）本事業により支援を行った内容に対して、県以外の者から謝金等を受け取ること
- （４）県に虚偽の報告を行うこと
- （５）本サポートセンターの信用を失墜させる行為又は失墜させるおそれのある行為を行うこと

第9 専門家登録の取消し

専門家が前条に違反したとき、又は専門家が次の（１）から（５）のいずれかに該当すると認められるとき、県は、当該専門家の登録を取り消すことができる。

- （１）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- （２）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- （３）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

(4) 暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

(5) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

第10 免責事項について

専門家の本件業務遂行における紛争、損害について、県は一切の責任を負わないこととする。

第11 疑義の解決と要領の更新について

本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合には、その都度、県と専門家が誠意を以て協議し、円満解決を図るものとする。また、要領を更新した場合には、県は専門家に通知するものとする。

<別添>

個人情報取扱に係る特記事項

第1 基本的事項

業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

業務を処理するため個人情報を取得するときは、利用目的を明示し、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

支援対象者等の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

支援対象者等の同意がある場合を除き、この要領による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

業務を処理するため支援対象者等から提供を受け、又は自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この支援終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「サポートセンター」）が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

支援対象者等の同意がある場合を除き、地域資源活用価値創出推進以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

サポートセンターは、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を専門家に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

これらの事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちにサポートセンターに報告し、サポートセンターの指示に従わなければならない。